

こんにちは！秋の風がこころよい季節になりましたね。あんき会は夏の間、暑さに負けず、こちらも熱く条例のホネグミや中身の項目ごとに意見を出し合うグループワークを中心に活動してきました。

前回のNewsでお伝えした第7回のあんき会から継続して同じ「あ」「ん」「き」「会」4グループでの話し合いをしてきました。淡々と落ち着いたオトナの(?)話し合いをするグループ、けんけんがくがくの議論をするグループ、グループカラーがでてきました。第12回目までを一区切りとして、今後はいよいよたくさんの方の思いを素案として一つにまとめていく検討作業に入っていきます。

また、7月13日には市との共催で、自治基本条例シンポジウムを開催し、130名のご参加をいただきました。暑い中、参加していただいたみなさん、ありがとうございました。

今後も、いろいろなところで自治基本条例のPRをしていく予定です。このかわらばんNewsやホームページでも紹介していきますのでご期待です！



他のグループには負けないよ！

〜条例に盛り込みたい思い



あんき会⑧～⑫

グループで議論！キーワード盛り沢山！

第8～12回
あんき会
2008/5～8

グループシートやふせんを使って話し合いをしました。毎回の最後にグループで話し合ったことを発表！！第12回にはSTEP2のグループでの話し合いを通して「気づいたこと」「これだけは！」ということを発表しました。

発行／安城市自治基本条例を考える市民会議
事務局／安城市企画政策課

TEL(0566)76-1111 FAX(0566)76-1112

MAIL:kikaku@city.anjo.aichi.jp

HOME:http://www.city.anjo.aichi.jp/

- あんき会やかわらばんへのご意見・ご感想は、メール・電話・FAXにて募集中です！
- 各回ごとのまとめなどを見ることが出来るホームページも是非ご覧下さい！安城市トップページから各課のページ⇒企画政策課のページへ！

★あんき会の流れ(STEP2からSTEP3へ！)



とにかく 素案をつくる 期限を守る

- 安城は説明しにくいと気づいた
- 安城らしさの条文を入れる
・水とみどり ・水とみどり自然を守る ・文化・教養を
- 他班に負けない立派な素案をつくります
- 期限と内容を両立する方法を探していこう など



グループ

「町内会の再生」

そのために次世代リーダーの養成

“幸せ”を感じる

- 安城の自治を考える上で町内会はかせない
- 町内会の再生が安城の自治実現のベース
- 町内会の再生には、NPOの活用と連携がキーワードなど

補完性の原理

- 自然を念頭「地球規模」
- 補完性の原理に基づいてまちづくりを進める
- 子どもの権利
- 議会基本条例、基本原則を定める
- 情報公開 など

グループ



会

グループ

・市民が自分の利害が見えないと、関心を持たない。税金の使いみちを計画を作成する段階で公開したら？

・子どもの教育が見える型(かたち)で入れたい

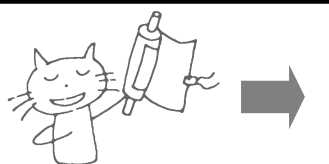
七夕まつりへ参加！！

8月1～3日に開催された安城七夕まつりではメンバー有志によるアンケート作戦が実施されました。たくさんの方のみなさんにご協力をいただきました。アンケートにご協力いただいたみなさん、ありがとうございました！



ひとことアンケート(第12回より)

時間は少なかったが分科会の最後にもう一度スタート地点に立ち返り、全体を見渡すことができたのは良かった／期日についてはあくまでも守るのが基本／安城らしさの具体的な内容が乏しい。市民意見と基本条例の解釈が混乱している／町内会に関する話が早く自治に対する町内会への期待がうかがえた など



裏面へ続く

シンポジウム
レポートもあるよ！



みんなで考えよう！安城の条例づくりとまちづくり あんこの入った自治基本条例を！

自治基本条例
シンポジウム

2008/7/13

基調講演

自治基本条例の5W1H
〜自治基本条例で
なんだろう？〜

お話し 昇 秀樹さん

名城大学都市情報学部教授

▼自治基本条例は自治体の憲法

今日お話することの中で覚えていただきたいことは、3つくらいあります。まず一つが、自治基本条例は安城市の憲法ということですが、日本全国で何十もの自治基本条例があります。憲法つくることそのものが目的なら先発事例から条文選んで、それだけで憲法はつくれる。でもそういう作り方をしたのでは、ほとんど意味がない。安城市のこれまでの歴史を踏まえ、大事にしていくことを市民参加で議論して、その中身を自治基本条例に落とし込んでいただきたい。

先進自治体では、中身のある自治基本条例は、多分、皆無じゃないかと思っています。日本で初めての中身、あんこの入った自治基本条例をつくっていただきたい。

▼憲法は権力者への命令！

普通の法律とか条例は、国民・住民に対する命令です。でも、憲法は違う。日本国憲法99条には大臣とか公務員はこの憲法を遵守しなければならないと書いてある。国民に対して憲法を守りなさいとは言っていない。近代的意味の憲法は権力者に対する命令です。だから、皆さんが自治基本条例をつくるときに、住民に対する命令を定めてもいいですけど、メインは権力者である市長さん、市議会に対する命令です。自治基本条例はこういう条件の下で主権者である市民は、市長なり市議会に権力行使してもらいますという条件文書です。



昇 秀樹さん
自治省入省後、(財)日本都市センター主任研究員、自治大学校長教授等を経て、現職

▼なぜ、今、自治基本条例？

なぜ日本国憲法制定後半世紀以上もたつて、全国各地で自治体の憲法という条例がつくられるようになったのか。これは、学説の発展があったからです。

日本の伝統的な慣例は「伝来説、制度的保障説」という考え方で、これは、主権者である国民が権力を中央政府にまず委ね、その中央政府が一部の権限を地方政府、自治体に委ねる。この地方政府が国民に対しサービスをしているという考え。ところが、有力な学者がそうじゃないと言いつつ出した。国家的なことは中央政府に委ねるけども、地域的なこと、愛知県に関することは愛知県に委ね、安城市のことは安城市役所に委ねる。最初から2つに委ねるのが「二元信託論」です。松下圭一さんによって1970年代に登場しました。

1980年代後半に菅直人さんが、内閣法制局長官に国会質問をし、内閣法制局はどちらの考え方をとるのか聞いたわけです。そのときに「三元信託論」と言った。日本の実務の考え方が変わったわけです。国民が権力を中央政府と地方政府とに分割して委ねたのであれば、当然、権力者に対する命令は、地方政府に対する命令、自治体の憲法もつくらなければならないという論理的な仕組みになります。

最初に北海道ニセ町が自治体の憲法をつくって、施行されたのが2002年4月。憲法づくりは20世紀末に始まったけど施行されたのは21世紀に入ってからですね。

パネルディスカッション 「自治基本条例づくりからのまちづくり」

パネリスト	昇 秀樹さん	(名城大学都市情報学部教授)
	村山 顕人さん	(名古屋大学大学院環境学研究科准教授)
	荻野 留美子さん	(あんき会 副会長)
	神谷 学さん	(安城市長)
司会	伊井 伸	(株)都市造形研究所代表)



・市民参加でつくるとはとても大切だと思っています。与えられたものでは自分たちが動こうという気になかなかない。でも、市民は職員メンバーも含め30数名。市民参加のかたちをあんき会で考えていって、これからいろんな人の考えを聞きながらつくる自治基本条例としたい。(荻野さん)



・まちづくりに関わっていると色んな主体が参加してくる。そのかたちにもいくつかあると思います。コペンハーゲンのように都市の近くにセカンドハウスをもち、農地を維持し、田園環境を守る(参加の)方法もある。日常生活の中で、自然とまちづくりに参加している例です。(村山さん)

・市民が主役ということで市民の皆さんの声を拝聴しながら行政運営をしていけばそれでいいじゃないかと感想をもっていた側面があったわけですけど、都市化が進み、いろんな方が安城市を出入りしているので、市民が主体ですが、他の方々の声も聞ける環境づくりをしていかなければと。(神谷市長)



・条例では何も書いてなかったら他の条例と同じ様に議員さんの過半数の賛成で改正できます。自治体の憲法だからそれではちょっと…と思えば、2/3の賛成にするとか。いろんな考えがあるので議論して、安城ではこういうタイプがいいとして下さい。(昇さん)

質問コーナー

会場：行政と市民活動のつながりのあり方はどうあるべき？

昇さん：補完性の原理に基づいて市役所と市民の関係があるというのが答えです。(補完性の原理は)カトリックが起源で、日本語でいうと自助・互助・共助。100%正しいというわけではないですけど、それを受けてヨーロッパ地方自治憲章ができています。市民が公益の問題を解決するのが原則で、それを市役所が補完する。日本でも、補完性の原理に基づいてまちづくりをやるということはたくさん表明しています。でも、市民が主導することは当然、責任も発生するし、市民の側にお金がかかる仕組みをつくらないといけない。

*これらの内容は、パネルディスカッション中のほんの一部です。紙面の都合上、抜粋しています。



第15回 あんき会 STEP3 素案のたたき台検討 その2
10月22日(水) 午後6時45分～8時45分

安城市文化センター講座室

第16回 あんき会 STEP3 素案のたたき台 修正版をチェック！(予定)
11月13日(木) 午後6時45分～8時45分

安城市文化センター講座室

各回とも傍聴できます！！ご希望の方はあんき会の前日までに、事務局 (0566)-76-1111 企画政策課企画政策係までご連絡ください。

開催場所と
時間が変わります！

表面も
見てね！



こちらは
裏面